

葉山町下水道事業の設置等に関する条例（案）の概要

1 条例制定の背景

平成27年1月に人口3万人以上の市町村は、平成32年4月までに公共下水道事業を公営企業会計へ移行するよう国（総務省）から要請があり、そこでは、人口減少社会等の厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進することとされました。

下水道は住民生活に欠かせないライフラインであり、将来にわたって維持していかなければならない社会資本です。また、資産の規模が大きいことから整備や維持管理を適正に行いながら、これからも安心してご利用いただくためには、経営状況を的確に把握し、安定した事業運営を行うことが必要です。

このようなことから、健全な経営を推進するための取り組みとして平成30年4月1日から下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させるために条例を制定するものです。

2 地方公営企業法の適用（法適化）とは

企業会計への移行方法として、地方公営企業法の規定の全部を適用する「全部適用」と財務規定等のみを適用する「一部適用」の2種類があります。本町の下水道事業については、次の理由により「一部適用」を採用します。

経営状況と財務状況の明確化に主眼を置くことから、財務規定等を適用する一部適用で十分に目的を果せます。

本町には、水道部局がなく全部適用で管理者を立てる必要がありません。

全部適用に比べ、法適化するまでの作業量と法適化後の事務負担が軽減できます。

3 企業会計方式とは

本町の下水道事業は、「官公庁会計方式」の特別会計であり、現金収支に対応して処理を行う「単式簿記」となっています。また、翌年の4月1日から5月31日までの出納整理期間があります。

一方「企業会計方式」では、現金収支のほか全体的な財産や損益の状態を把握する「複式簿記」によって処理することとなり、出納整理期間は存在しません。

4 葉山町下水道事業の設置等に関する条例（案）について

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）の規定に基づき、葉山町下水道事業（以下「下水道事業」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。

【考え方】

本条例は、地方公営企業法及び同法の施行令の規定に基づき、葉山町下水道事業の設置等について必要な事項を定めることを規定するものです。

（下水道事業の設置）

第2条 町民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

【考え方】

下水道事業の設置について、既にある「葉山町下水道条例」は、下水道法が根拠法の条例で、施設の構造基準や水質基準等を定めるものです。

今回設置するこの条例は、地方公営企業法を根拠法とし、地方公共団体が経営する企業について定めるものです。

（法の財務規定等の適用）

第3条 法第2条第3項及び政令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

【考え方】

事業の経費を、経営に伴う収入（下水道使用料）をもって充てる下水道事業に地方公営企業法を適用する規定と、その適用範囲は、財務規定等のみを適用すること（一部適用）を規定するものです。

(経営の基本)

第 4 条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 下水道事業の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域の面積は、513ヘクタールとする。

(2) 排水人口は、28,600 人とする。

【考え方】

経営に関する基本的事項として、経営の原則と事業規模を規定するもので、第 1 項では地方公営企業法第 3 条の経営の基本原則を引用しています。

第 2 項では、本町の下水道全体計画にある排水区域の面積と排水人口を事業の規模として規定するものです。

(重要な資産の取得及び処分)

第 5 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格 (適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額) が 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡 (不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。) 又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

【考え方】

重要な資産である、一定額以上の動産、不動産や一定面積以上の土地を取得するまたは処分する場合は、予算で定めなければならないとする規定で、一定額及び一定面積については、地方公営企業法施行令により町村の場合、700 万円以上、5,000 平方メートル以上と定められているそれぞれの数値を採用しています。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 第 8 項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合と

する。

【考え方】

本条については、町長が職員の与えた損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときに、議会の同意を得ることなく賠償責任についての免除を弾力的に行われるよう、その許容額をあらかじめ定めるもので、賠償額が10万円以上の場合には、議会の同意が必要であると規定するものです。

（会計事務の処理）

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

【考え方】

財務規定等を適用する一部適用の場合は、管理者の権限は町長が行いますが、権限のうち出納その他の会計事務を会計管理者に行わせることができる規定があり、会計事務が円滑に行われるよう、従前どおり全ての出納その他の会計事務を会計管理者が行うことを規定するものです。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第8条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又は目的物の価格が50万円を超えるもの
- (2) 法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で、その決定に係る金額が10万円（交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるもの）にあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額）を超えるのもの

【考え方】

本条については、負担付の寄附または贈与の受領や町の義務に属さない損害賠償額の決定について、議会の議決を要しない許容額等を規定するものです。金額については、先進自治体、町長の委任専決事項の指定を参考にしています。

(業務状況説明書類の作成)

第9条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により第1項に定める期日までに同項の書類を作成することができなかった場合は、町長は、その事由がやんだ後速やかにこれを作成しなければならない。

【考え方】

業務状況説明書類の作成については、公営企業の業務状況を説明する書類を作成し、最低年度2回、当該地方公共団体の長への提出と公表することが義務付けされ、その内容を定めるものです。第1項では対象の期間、第2項では説明する書類の内容、第3項では天災等やむを得ない事由の場合の作成期限を定めるものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(葉山町下水道事業特別会計条例の廃止)

2 葉山町下水道事業特別会計条例(平成4年葉山町条例第15号)は、廃止する。

【考え方】

第1項では、施行の期日を規定しています。

第2項では、葉山町下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、葉山町下水道事業特別会計条例を廃止する必要があります。廃止理由が、新たな条例制定の理由と同じため、附則において廃止することを定めるものです。